

制定 2018年9月26日

一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会

情報公開規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会（以下「本協議会」という。）の定款（以下「定款」という。）第36条の第3項及び第42条、規格・認証スキーム管理運営規則（以下「管理運営規則」という。）3.1および苦情等処理規程4.に基づき、本協議会における情報公開の適切な対応に必要な事項を定めることにより、情報公開の円滑な推進に資することを目的とする。

(公開対象書類等)

第2条 情報公開は、次の各号に掲げる業務及び財務等に関する資料を、主たる事務所に備えおき、一般の閲覧に供することによって行う。なお、第1号から第3号、第11号及び第12号の資料については、ウェブ上に公開することによって行うものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告及びその付属明細書
- (5) 貸借対照表
- (6) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書
- (10) 監査報告
- (11) 苦情等に関する窓口の連絡先
- (12) 規格
- (13) 年次レビューの報告（当該について報告された理事会の議事録も含む）
- (14) 規格開発等の際に作成した文書、関係者リスト及びその他重要な文書

2 事故その他やむを得ない事由によってはの電子公告によることができない場合は、官報

に掲載する方法によるものとする。

- 3 第1項に記載した第1号から第3号及び第11号・第12号以外のものについても必要に応じてウェブ上で公開することができる。

(備え置き期間等)

第3条 第2条に掲げる資料を備えて置き、または一般の閲覧に供する期間等は、次のとおりとする。

- (1) 定款、役員名簿及び会員名簿は、可能な限り最新の状態で、常時
 - (2) 事業報告及びその附属明細書、収支計算書（正味財産増減計算書）及びその附属明細書、貸借対照表及びその附属明細書、監査報告は定時総会の日
の二週間前の日から5年間
 - (3) 事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度の開始の前日までに備え、又は一般の閲覧に供し、次の事業年度の事業計画等が備えられるまでの期間
- 2 前項の規定にかかわらず、ウェブ上による資料の公開については、定時総会終了後、原則として一か月以内に行うものとする。

(資料の閲覧の請求方法)

第4条 一般の者から第2条に掲げる資料のうち、ウェブ上での公開による資料以外のものの閲覧の請求があったときは、次の各号に掲げるところにより閲覧させるものとする。

- (1) 資料の閲覧請求があったときは、別紙に定める様式の資料閲覧申込書を提出させるものとする。
 - (2) (1)の資料閲覧申込書を受け付けたときは、所定の場所において、管理部職員の立会いの下に閲覧請求資料を閲覧させるものとする。この場合において、当該資料の閲覧が業務に支障があると認められるときは、別に定める日時又は場所において閲覧させることができるものとし、当該日時又は場所について資料閲覧申込者と調整するものとする。
 - (3) (2)の資料を閲覧させる前に、その撮影又は複写はできない旨資料閲覧申込者に伝えるものとする。
 - (4) 資料閲覧申込書は、受付番号順に整理し、保管するものとする。
- 2 事故その他やむを得ない事由によっては電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法によるものとする。

附則

この規程は、2018年9月26日から施行する。

別紙

受付印

資料閲覧申込書

申込年月日	平成 年 月 日	受付番号	第 号
申込者氏名			
申込者住所	郵便番号 _____ 電話 _____		
申込者連絡先 (申込者住所と 同じ場合は記載 不要)	郵便番号 _____ 電話 _____		
閲覧請求資料	<input type="checkbox"/> 事業報告及びその附属明細書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書 (正味財産増減計算書) <input type="checkbox"/> 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 監査報告 <input type="checkbox"/> 年次レビューの報告 (当該について報告された理事会の議事録も含む) <input type="checkbox"/> 規格開発等の際に作成した文書、関係者リスト及びその他重要な文書		
請求理由 等			

注1 太枠内は申込者が記入してください。

2 閲覧請求資料欄については、閲覧したい資料の□内にレ印を記入して下さい。
附属明細書のあるものはそれぞれに含まれます。

3 閲覧にあたっての注意事項

(1) 本協議会の業務に支障があると認めるときは、別に定める日時又は場所において
閲覧して頂く場合があります。

(2) 閲覧する資料の作成、又は複写はできません。